

# 国際教養大学における反社会的勢力への対応に関する規程

平成31年3月20日  
理事長決定  
規程第123号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学業務方法書第13条第2項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）並びに国際教養大学における反社会的勢力に対する基本方針を踏まえ、国際教養大学（以下「本学」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、本学における反社会的勢力による被害を防止するとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「反社会的勢力」とは、次の各号に掲げる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し、経済的利益を追求する集団又は個人をいう。

- 一 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体。
- 二 暴力団員 暴力団の構成員。
- 三 暴力団準構成員 暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者。
- 四 暴力団関係企業 暴力団員等が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業。
- 五 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。
- 六 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。
- 七 特殊知能暴力集団等 前号までに掲げる者以外のものであつて、暴力団との関係を

背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人。

- 2 この規程において「所属」とは、国際教養大学学則第3条に規定する国際教養学部、本学学則第3条の2に規定する大学院、本学学則第4条に規定する図書館、本学学則第5条に規定する国際教養教育推進機構、本学学則第5条の2に規定するアジア地域研究連携機構及び本学学則第6条に規定する事務局をいう。

(体制)

- 第3条 所属長は、当該所属の所掌事務に関して、反社会的勢力との関係の排除を図り、反社会的勢力による不当要求に厳正に対処するとともに、執行責任者となる理事（以下「担当理事」という。）に報告する。
- 2 担当理事は、各所属における反社会的勢力との関係の排除及び反社会的勢力からの不当要求への対応に関し、適切な措置を講じるものとする。

(事前確認等)

- 第4条 国際教養大学契約事務規程第2条の規定による契約責任者（以下「契約責任者」という。）は、本学が当事者となる契約を締結する場合、当該契約の相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認するものとする。
- 2 契約責任者は、事前確認等の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義があると判断した場合には、警察等への照会を行う。
- 3 契約責任者は、前2項の規定による確認等により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。
- 4 契約責任者は、契約の相手方が国及び県並びに市町村である場合を除き、契約書等に次の各号の規定を設けるよう努めなければならない。
  - 一 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
  - 二 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合及び反社会的勢力が直接又は間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項

(契約の解除)

- 第5条 前条第4項第二号に規定する場合には、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たっては、事前に担当理事と協議の上、警察、弁護士等の外部専門機関と十分に協議するものとする。

(不当要求への対応)

第6条 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役員、教職員、学生その他関係者の安全を最優先し組織的に対応するものとする。

- 2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、教職員は所属長（学生にあつては、学生指導を担当する部長。以下同じ。）に直ちに報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、直ちに担当理事に報告し、対応について協議するものとし、必要に応じて警察への通報を行う。
- 4 担当理事は、必要に応じて所属長に対して必要な措置を講ずるものとする。

（理事長への報告）

第7条 担当理事は、反社会的勢力から不当要求等があつた旨報告を受けた場合、事案の内容等の重要性等に応じ、迅速に理事長に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行する。